

令和3年8月から介護保険 制度が改正されます

【高額介護サービス費の上限額が一部変わります】

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算して上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給される制度ですが、現行の現役並み所得者の区分が細

利用者負担段階区分		世帯のサービス上限額	
		令和3年7月まで	令和3年8月から
現役並み所得者	年収約383万円以上 約770万円未満	44,400円	44,400円
	年収約770万円以上 約1,160万円未満		93,000円
	年収約1,160万円以上		140,100円

分化され、年収約770万円以上の世帯の方の上限額が左記のように変更になります。

【食費の基準額が変わります】

介護保険施設を利用した場合、サービス費の自己負担分（1～3割）に加えて、食費、居住費、日常生活費を利用者

利用者負担段階		食費の負担限度額
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	390円 (600円)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人（令和3年7月まで）	650円 (650円)
	令和3年8月から 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万超120万円以下の人	650円 (1,000円)
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円 (1,300円)

が負担します。そのうち、食費が1日あたり1,392円から1,445円へと変更になります。

【特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額が一部変わります】

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度ですが、現行の第3段階が細分化され、負担限度額の食費の一部が左記のように変更にな

ります（変更箇所は下線部）。※短期入所サービスを利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の全額です。

※本人と配偶者の課税状況や預貯金等の金額によって、特定入所者介護サービス費等の対象になりません。

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

（シルバープラザ内）

☎0137-64-2111

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料を改正します

3年ごとに行う介護保険料見直しに伴い、町ではより安定的な介護保険運営を目指すため、国の基準に従い、65歳以上の方の負担能力に応じた介護保険料にかかる所得段階を全9段階としました。

令和3年度からの保険料は次ページの表のとおりです。

なお、令和3年度の介護保険料額については、7月に送付される介護保険料決定通知書等でご確認ください。

【介護保険料見直しのポイント】

- ① 第8期介護保険料の上昇・介護認定者・サービス利用

者数の増加、第1号被保険者負担割合の変更等が要因となり、介護保険料基準額（月額）は、第7期5,700円→第8期5,810円と上昇が見込まれます。

② 介護給付費準備基金の取り崩しにより介護保険料の上昇の抑制を図る。

・第7期までに発生している保険料の余剰金を活用することにより介護保険料の上昇を310円程度抑制します。

③ 低所得者の方々の保険料に公費を投入して、保険料の軽減を図ります。

④ 八雲町の第8期介護保険料基準額を月額5,500円（年額66,000円）と設定します。